

公募型プロポーザル方式による事業者選定手続開始の公告

令和4年度亶理町立学校給食センター整備基本計画策定業務について、公募により複数事業者からの提案内容を審査し最良の提案をした者に対し随意契約の相手方候補として選定する、公募型プロポーザル方式を実施するので、次のとおり公告する。

令和4年8月12日

亶理町長 山田周伸

1. 業務概要

(1) 業務名

令和4年度亶理町立学校給食センター整備基本計画策定業務

(2) 業務内容

別紙【令和4年度亶理町立学校給食センター整備基本計画策定業務仕様書】のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

2. 業務実施方針

業務実施における事業者の選定は、公募型プロポーザル方式に基づき、次に掲げる方針で行う。

(1) 選定機関

令和4年度亶理町立学校給食センター整備基本計画策定業務の選定は、「亶理町立学校給食センター整備基本計画策定業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)により行う。選定に係る事務局は教育総務課があたる。

(2) 一次審査(書類審査)

一次審査は、参加希望が5社を超える場合のみ行う。一次審査は、実施要領に基づいて、本プロポーザルに参加する場合に提出された書類について、審査委員会が別表審査基準表に基づき、公平かつ客観的に審査を行い、上位5社以内を一次審査通過者とする。

(3) 二次審査(プレゼンテーション、ヒアリング、価格提案見積書審査)

二次審査では、一次審査通過者を対象にプレゼンテーション、ヒアリング(質疑応答)を実施し、審査委員会が別表審査基準表に基づき公平かつ客観的に審査を行う。また、参加希望が5社を超えなかった場合には、二次審査の中で書類審査も含めて行う。一次審査と二次審査での審査委員の評価点の合計得点の最上位の事業者を優先交渉権者とし、次に得点が高かった事業者を次点交渉権者とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 令和3年度・令和4年度亶理町入札参加資格者名簿（登録部門：「測量・建設コンサルタント等」、「物品・役務等」のいずれか）に登載されている者であること。

(2) 次の各号に該当していないものであること。

① 参加申込書提出の日から契約締結までの間において、亶理町入札参加業者指名停止要領（昭和61年2月26日制定）に基づく指名停止中のもの。

② 亶理町暴力団等排除措置要綱（平成20年10月31日告示第104号）に該当するもの。

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するもの。

④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6ヶ月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出したものの。

⑤ 会社更生法の規程により、更生手続開始の申し立てをしているもの。

⑥ 民事再生法の規程により、再生手続開始の申し立てをしているもの。

(3) 租税を完納していること。

(4) 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している事業所であること。

(5) 当該業務に関するノウハウや、関連事業についての知見及び実績を有し、かつ、事業の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員を有している事業者であること。

(6) 宮城県内に本社または支店営業所等を有すること。

(7) 本件と類似する契約実績（公共施設整備の計画立案）を有すると認められること。

(8) 業務実施上の条件

本業務の実施にあたっては、次の条件を満たすものとする。

① 業務の再委託

契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。

② 管理技術者の資格及び要件

本業務の技術的管理を行う者として管理技術者を配置すること。また、管理技術者は一級建築士又は技術士（都市及び地方計画）のいずれかの資格を有し、参加者と正規雇用関係にある者とする。

4. 提案上限額

上限額 8,500,000円（消費税および地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5. プロポーザル実施要領等資料の配布期間・場所

(1) 配布期間：令和4年8月12日（金）から令和4年9月8日（木）17時まで

(2) 配布場所：プロポーザルに係る書類等は、亶理町ホームページから入手するものとする。

（亶理町ホームページ <https://www.town.watari.miyagi.jp/>）

6. 参加申込書等の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限：令和4年8月12日（金）から令和4年9月22日（木）17時まで
- (2) 提出場所：事務局
- (3) 提出方法：事務局へ直接持参又は郵送。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

7. プロポーザルの中止について

災害等の緊急でやむをえない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は中止、停止又は取り消すことがある。

8. その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 企画提案関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。
- ② 提出書類は、返却しないこととする。
- ③ 虚偽の記載をした場合は失格とする。
- ④ 提案事業者は複数の提案を行うことはできない。
- ⑤ 評価点の結果については、公表することとする。ただし、事業者名については優先交渉権者となった事業者のみ公表する。
- ⑥ 提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書の著作権は、亶理町に帰属する。
- ⑧ 提出書類作成のために亶理町から受領した資料等がある場合は、亶理町の許可なくこれを公表してはならない。
- ⑨ 災害等の緊急でやむをえない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は中止、停止又は取り消すことがある。
- ⑩ 本業務へ参加するために要した一切の費用は、提案事業者の負担とする。なお、災害等の緊急でやむをえない理由等により、本プロポーザルが中止等になった場合も参加に係る費用は提案事業者の負担とする。

9. 事務局

〒989-2393 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

亶理町教育委員会 教育総務課（担当：平塚・安田淳）

電話：0223-34-0509（直通）

FAX：0223-34-7684

電子メールアドレス：gakumu@town.watari.miyagi.jp

※電子メールでの問い合わせの件名は、「令和4年度亶理町立学校給食センター整備基本計画策定業務問い合わせ（事業者名）」とします。

別表 審査基準表

No.	評価項目	評価の視点	配点	
1	参加者の 業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10	
2	担当者の 事務実績	本業務を遂行するために必要な体制となっているか。	5	
		本業務を遂行する上で技術者が十分な経験、実績を有しているか。	5	
小 計			20	
3	業務実施 方針	本業務の主旨を理解し、具体的で実効性のある提案がなされており、本業務に取り組む基本姿勢が適切か。	10	
4	企画提案	課題把握	本業務の遂行に伴う課題とそれに対する対応が適切か。	15
		基本計画の 策定支援	本町の学校給食共同調理場に関する各種条件等を的確に把握し、求められる機能、規模、運営内容を検討する計画作成方法になっているか。	15
		導入可能性 調査	・民間事業者への参画意向調査手法は実効性があり適切か。 ・事業手法の選定方法が適切で、客観的かつ説明責任が果たせる総合評価が導き出せる提案となっているか。	15
		独自提案	自社の実績、自社のノウハウ、他事例等を活用した有効な提案となっているか。	15
5	見積金額	提案見積額	10	
小 計			80	
合 計			100	